

參考資料

災害の被害認定基準について

(令和3年6月24日付府政防670号内閣府政策統括官(防災担当))

被害種類		認定基準
住家全壊 (全焼・全流失)		住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
住家半壊 (半焼)		住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。
大規模半壊		居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なも。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもとする。
中規模半壊		居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なも。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のもとする。
半壊		住家半壊(半焼)のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くも。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上30%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のもとする。
準半壊		住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもとする。

(注)

- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

災害に係る住家の被害認定調査フロー

(プレハブ・木造 地震による被害の例)

【第1次調査】

(1) 外観による判定

- ①一見して住家全部が倒壊
- ②一見して住家の一部の階が全部倒壊
- ③一見して住家全部が流出又はずり落ち
- ④地盤の液状化等により基礎のいずれかの辺が全部破壊かつ基礎直下の地盤が流出・陥没
- ⑤地盤面の亀裂が住家直下を縦断・横断

いずれかに該当すれば

(2) 傾斜による判定

いずれにも該当しない

外壁又は柱の傾斜が1/20以上

(3) 部位による判定

該当しない

基礎の損傷率が75%以上

該当しない

各部位の損傷程度等(及び傾斜)から住家の損害割合を算定する。

住家の損害割合

部位別構成比

屋根 : 15%
壁(外壁) : 75%
基礎 : 10%

50%以上

全壊

40%~50%

大規模半壊

30%~40%

中規模半壊

20%~30%

半壊

10%~20%

準半壊

10%未満

一部損壊

外から見える部位による判定
(=建物に立ち入らない)

【第2次調査】 ※第2次調査から行う場合もある。

(1) 外観による判定

- ①一見して住家全部が倒壊
- ②一見して住家の一部の階が全部倒壊
- ③一見して住家全部が流出又はずり落ち
- ④地盤の液状化等により基礎のいずれかの辺が全部破壊かつ基礎直下の地盤が流出・陥没
- ⑤地盤面の亀裂が住家直下を縦断・横断

いずれかに該当すれば

(2) 傾斜による判定

いずれにも該当しない

外壁又は柱の傾斜が1/20以上

(3) 部位による判定

該当しない

基礎の損傷率が75%以上

該当しない

各部位の損傷程度等(及び傾斜)から住家の損害割合を算定する。

住家の損害割合

部位別構成比

屋根 : 15%
柱(又は耐力壁) : 15%
床(階段を含む) : 10%
外壁 : 10%
内壁 : 10%
天井 : 5%
建具 : 15%
基礎 : 10%
設備 : 10%

50%以上

全壊

40%~50%

大規模半壊

30%~40%

中規模半壊

20%~30%

半壊

10%~20%

準半壊

10%未満

一部損壊

建物内部も含めた部位による判定

住家の損害割合 = $\sum$ (部位別構成比 × 各部位の損傷率) 対象の部位の損傷状況(損傷部分の割合や損傷程度)を調査し、左記の計算を実施

災害に係る住家の被害認定調査フロー

(非木造(鉄骨造、鉄筋コンクリート造) 地震による被害の例)

【第1次調査】

(1) 外観による判定

- ①一見して住家全部が倒壊
- ②一見して住家の一部の階が全部倒壊

(2) 傾斜による判定

- ①外壁又は柱の傾斜が1/30以上
- ②(基礎ぐいを用いる住家について、)外壁又は柱の傾斜が1/60以上かつ最大沈下量又は最大露出量30cm以上

(3) 部位による判定

柱又は梁の損傷率が75%以上

各部位の損傷程度等(及び傾斜)から住家の損害割合を算定する。

住家の損害割合

部位別構成比は、次のア又はイの区分による。

ア. 柱の損傷で判定

柱(又は梁) : 60%
雑壁・仕上等 : 25%
設備等(外部階段を含む。) : 15%

イ. 外壁の損傷で判定

外壁 : 85%
設備等(外部階段を含む。) : 15%

外から見える部位による判定
(=建物に立ち入らない)

50%以上	全壊
40%~50%	大規模半壊
30%~40%	中規模半壊
20%~30%	半壊
10%~20%	準半壊
10%未満	一部損壊

いずれかに該当すれば
全壊

該当しない

【第2次調査】 ※第2次調査から行う場合もある。

(1) 外観による判定

- ①一見して住家全部が倒壊
- ②一見して住家の一部の階が全部倒壊

(2) 傾斜による判定

- ①外壁又は柱の傾斜が1/30以上
- ②(基礎ぐいを用いる住家について、)外壁又は柱の傾斜が1/60以上かつ最大沈下量又は最大露出量30cm以上

(3) 部位による判定

柱(又は耐力壁)又は梁の損傷率が75%以上

各部位の損傷程度等(及び傾斜)から住家の損害割合を算定する。

住家の損害割合

部位別構成比

柱(又は耐力壁) : 50%
床・梁 : 10%
外部仕上・雑壁・屋根 : 10%
内部仕上・天井 : 10%
建具 : 5%
設備等(外部階段を含む。)(住家外) : 5%
(住家内) : 10%

建物内部も含めた部位による判定

50%以上	全壊
40%~50%	大規模半壊
30%~40%	中規模半壊
20%~30%	半壊
10%~20%	準半壊
10%未満	一部損壊

いずれかに該当すれば
全壊

該当しない

被災者から申請があった場合

住家の損害割合 = $\sum$ (部位別構成比 × 各部位の損傷率) 対象の部位の損傷状況(損傷部分の割合や損傷程度)を調査し、左記の計算を実施

災害に係る住家の被害認定調査フロー

(液状化等の地盤被害による被害の例)

【第1次調査】

(1) 外観による判定

- ①一見して住家全部が倒壊
- ②一見して住家の一部の階が全部倒壊
- ③地盤の液状化等により基礎のいずれかの辺が全部破壊かつ基礎直下の地盤が流出

いずれかに該当

いずれにも該当しない

(2) 傾斜による判定

(3) 住家の潜り込みによる判定

傾斜による判定と住家の潜り込みによる判定の被害程度の大きい方を採用
傾斜が1/100未満である場合、傾斜による判定は行わない

外壁又は柱の傾斜が1/20以上

床上1mまでのすべての部分が
地盤面下に潜り込み

いずれかに該当

不同沈下があり、傾斜が
1/60以上1/20未満

床までのすべての部分が地盤面
下に潜り込み

いずれかに該当

不同沈下があり、傾斜が
1/100以上1/60未満

基礎の天端下25cmまでのすべ
ての部分が地盤面下に潜り込み

いずれかに該当

上記のいずれにも該当しない

該当

全壊
(損害割合50%以上)

大規模半壊
(損害割合40%以上50%
未満)

半壊
(損害割合20%以上30%
未満)

**地震・水害等通常
の被害認定調査へ**

被災者から
申請が
あった場合

【第2次調査】

(1) 外観による判定

- ①一見して住家全部が倒壊
- ②一見して住家の一部の階が全部倒壊
- ③地盤の液状化等により基礎のいずれかの辺が全部破壊かつ基礎直下の地盤が流出

いずれかに該当

(2) 傾斜による判定

外壁又は柱の傾斜が1/20以上

該当

(3) 住家の潜り込みによる判定

床上1mまでのすべての部分が地盤面下に潜り込んでいる

該当

(4) 部位による判定

各部位の被害程度等(及び傾斜)から住家の損害割合を算定する。

住家の損害割合

- 50%以上
- 40%以上50%未満
- 30%以上40%未満
- 20%以上30%未満
- 10%以上20%未満
- 10%未満

該当

該当

全壊

(損害割合50%以上)

全壊

大規模半壊

中規模半壊

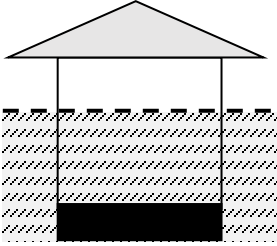
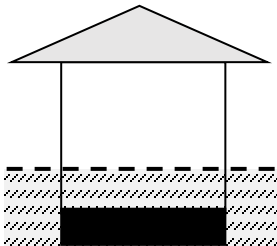
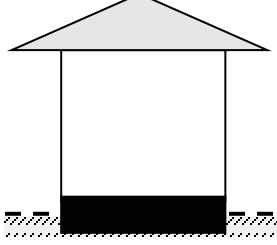
半壊

準半壊

準半壊に至らない
(一部壊壊)

地盤被害における住家の被害認定調査の潜り込み判定について（１次）

液状化、斜面崩壊、土砂堆積等の地盤被害により損傷した住家の場合、潜り込みによる簡易な判定が可能

 床上1m 潜り込み	床上1mまでのすべての部分が 地盤面下に潜り込み	全 壊	損害割合 50%以上
 床上 潜り込み	床までのすべての部分が 地盤面下に潜り込み	大規模半壊	損害割合 40%以上
 基礎の 天端下25cm 潜り込み	基礎の天端下25cmまでのすべての部分が 地盤面下に潜り込み	半 壊	損害割合 20%以上

- 上表のいずれの場合にも該当しない住家については、別途詳細な調査が必要。
- 被災者からの申請により、第2次調査及び再調査として、住家内へ立入り、詳細な調査を行うことも可能。

住家の損害割合の算出方法

(木造・プレハブ 地震による被害の例)

住家の損害割合

いずれか
高い方

= 主要階の損害割合

+ その他階の損害割合

= 主要階の損害割合 $\times 1.25$ + その他階の損害割合 $\times 0.5$

※主要階の価値を考慮

$$\text{階の損害割合} = \Sigma \left(\text{各部位の損傷率} \times \text{部位別構成比} \times \frac{\text{当該階の面積}}{\text{全ての階の面積}} \right)$$

各部位の損傷率※

$$\begin{aligned} &= \frac{\text{程度Ⅰの部分の面積}}{\text{各階での部位の全面積}} \times 10\% \\ &+ \frac{\text{程度Ⅱの部分の面積}}{\text{各階での部位の全面積}} \times 25\% \\ &+ \frac{\text{程度Ⅲの部分の面積}}{\text{各階での部位の全面積}} \times 50\% \\ &+ \frac{\text{程度Ⅳの部分の面積}}{\text{各階での部位の全面積}} \times 75\% \\ &+ \frac{\text{程度Ⅴの部分の面積}}{\text{各階での部位の全面積}} \times 100\% \end{aligned}$$

部位別構成比 (木造・プレハブ)

屋根	15%
柱 (又は耐力壁)	15%
床 (階段を含む)	10%
外壁	10%
内壁	10%
天井	5%
建具	15%
基礎	10%
設備	10%

※基礎及び設備は別に算出

基礎 = 損傷基礎長 / 外周基礎長

設備 = 浴室30%、台所30%、水廻りの衛生設備、ベランダ等40%を上限に算定し、その他の設備も算定可能

住家の損害割合の算出方法

(非木造(鉄骨造、鉄筋コンクリート造) 地震による被害の例)

住家の損害割合

いずれか
高い方

= 主要階の損害割合

+ その他階の損害割合

= 主要階の損害割合 $\times 1.25$ + その他階の損害割合 $\times 0.5$

※主要階の価値を考慮

$$\text{階の損害割合} = \Sigma \left(\text{各部位の損傷率} \times \text{部位別構成比} \times \frac{\text{当該階の面積}}{\text{全ての階の面積}} \right)$$

各部位の損傷率※

$$\begin{aligned} &= \frac{\text{程度Ⅰの部分の面積}}{\text{各階での部位の全面積}} \times 10\% \\ &+ \frac{\text{程度Ⅱの部分の面積}}{\text{各階での部位の全面積}} \times 25\% \\ &+ \frac{\text{程度Ⅲの部分の面積}}{\text{各階での部位の全面積}} \times 50\% \\ &+ \frac{\text{程度Ⅳの部分の面積}}{\text{各階での部位の全面積}} \times 75\% \\ &+ \frac{\text{程度Ⅴの部分の面積}}{\text{各階での部位の全面積}} \times 100\% \end{aligned}$$

部位別構成比 (非木造)

柱 (又は耐力壁)	50%
床・梁	10%
外部仕上・雑壁・屋根	10%
内部仕上・天井	10%
建具	5%
設備等	【住家外】 5%
(外部階段を含む。)	【住家内】 10%

※設備等は別に算出

設備等 (住家外) = 高架水槽・受水槽、外部階段等の外部から目視できる設備

設備等 (住家内) = 浴室30%、台所30%、水廻りの衛生設備等40%を上限に算定し、その他の設備も算定可能

住家被害認定調査票（木造・プレハブ 地震）（1次A／1次B）

住家被害認定調査票 地震 木造・プレハブ 第1次A		調査票番号	■判定した住家の範囲が分かるように記載																																																		
調査日	令和 年 月 日	3	配置状況																																																		
1 調査時	: ~ :																																																				
調査員																																																					
所在地																																																					
世帯主																																																					
2 住家	☐ 住家である(居住のために使用されている)																																																				
4 応急危険度判定	☐ 応急危険度判定調査票等に記載されている傾斜、コナト等を転記 ☐ (危険) ☐ (要注意) ☐ (不安定) ☐ (不明)																																																				
5 外観	☐ 住家全部が倒壊 ☐ 住家の一部の階が全部倒壊 ☐ 一見して住家全部が流出又はずり落ち ☐ 基礎のいずれかの辺が全部破壊し、かつ基礎直下の地盤が流出・陥没 ☐ 地盤面の亀裂が住家直下を縦断・横断																																																				
6 傾斜	<table border="1"> <thead> <tr> <th>測定箇所</th> <th>(1)</th> <th>(2)</th> <th>(3)</th> <th>(4)</th> <th>平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水平距離 (cm)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				測定箇所	(1)	(2)	(3)	(4)	平均値	水平距離 (cm)																																										
測定箇所	(1)	(2)	(3)	(4)	平均値																																																
水平距離 (cm)																																																					
7 躯体	☐ 基礎の損傷率が75%以上である (損傷長/全長×100)																																																				
8 基礎	<table border="1"> <thead> <tr> <th>損傷率</th> <th>0%</th> <th>~10%</th> <th>~20%</th> <th>~40%</th> <th>~60%</th> <th>~74%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>損害割合</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table>				損傷率	0%	~10%	~20%	~40%	~60%	~74%	損害割合	0	1	2	4	6	7																																			
損傷率	0%	~10%	~20%	~40%	~60%	~74%																																															
損害割合	0	1	2	4	6	7																																															
9 壁	<table border="1"> <thead> <tr> <th>面積率</th> <th>~10%</th> <th>~20%</th> <th>~40%</th> <th>~60%</th> <th>~80%</th> <th>~100%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無被害</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>程度Ⅰ</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>程度Ⅱ</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>8</td> <td>11</td> <td>15</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>程度Ⅲ</td> <td>4</td> <td>8</td> <td>15</td> <td>23</td> <td>30</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>程度Ⅳ</td> <td>6</td> <td>11</td> <td>23</td> <td>34</td> <td>45</td> <td>56</td> </tr> <tr> <td>程度Ⅴ</td> <td>8</td> <td>15</td> <td>30</td> <td>45</td> <td>60</td> <td>75</td> </tr> </tbody> </table>				面積率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	無被害	0	0	0	0	0	0	程度Ⅰ	1	2	3	5	6	8	程度Ⅱ	2	4	8	11	15	19	程度Ⅲ	4	8	15	23	30	38	程度Ⅳ	6	11	23	34	45	56	程度Ⅴ	8	15	30	45	60	75
面積率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%																																															
無被害	0	0	0	0	0	0																																															
程度Ⅰ	1	2	3	5	6	8																																															
程度Ⅱ	2	4	8	11	15	19																																															
程度Ⅲ	4	8	15	23	30	38																																															
程度Ⅳ	6	11	23	34	45	56																																															
程度Ⅴ	8	15	30	45	60	75																																															
10 屋根	<table border="1"> <thead> <tr> <th>面積率</th> <th>~10%</th> <th>~20%</th> <th>~40%</th> <th>~60%</th> <th>~80%</th> <th>~100%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無被害</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>程度Ⅰ</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>程度Ⅱ</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>程度Ⅲ</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>程度Ⅳ</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>7</td> <td>9</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>程度Ⅴ</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>6</td> <td>9</td> <td>12</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table>				面積率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	無被害	0	0	0	0	0	0	程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2	程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11	程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15
面積率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%																																															
無被害	0	0	0	0	0	0																																															
程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2																																															
程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4																																															
程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8																																															
程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11																																															
程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15																																															
【損害割合算出表】 (注)「8基礎」の平均値が2cm未満の場合「計a」の値を、2cm以上の場合「計a」又は「計i」のうち大きい値を住家の損害割合とする。																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>傾斜有</th> <th>8基礎</th> <th>+ 9壁</th> <th>+ 10屋根</th> <th>= 計a</th> <th>傾斜有</th> <th>6傾斜</th> <th>+ 10屋根</th> <th>= 計i</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>5</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					傾斜有	8基礎	+ 9壁	+ 10屋根	= 計a	傾斜有	6傾斜	+ 10屋根	= 計i							1	5																																
傾斜有	8基礎	+ 9壁	+ 10屋根	= 計a	傾斜有	6傾斜	+ 10屋根	= 計i																																													
						1	5																																														
判定	<table border="1"> <thead> <tr> <th>損害割合</th> <th>10%未満</th> <th>10%以上</th> <th>20%以上</th> <th>30%以上</th> <th>40%以上</th> <th>50%以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>☐ 準半壊に至らない (一部損壊)</td> <td>☐ 準半壊</td> <td>☐ 半壊</td> <td>☐ 中規模半壊</td> <td>☐ 大規模半壊</td> <td>☐ 全壊</td> </tr> </tbody> </table>								損害割合	10%未満	10%以上	20%以上	30%以上	40%以上	50%以上		☐ 準半壊に至らない (一部損壊)	☐ 準半壊	☐ 半壊	☐ 中規模半壊	☐ 大規模半壊	☐ 全壊																															
損害割合	10%未満	10%以上	20%以上	30%以上	40%以上	50%以上																																															
	☐ 準半壊に至らない (一部損壊)	☐ 準半壊	☐ 半壊	☐ 中規模半壊	☐ 大規模半壊	☐ 全壊																																															

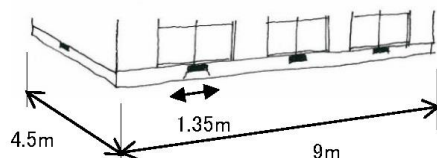
住家被害認定調査票 地震 木造・プレハブ 第1次B		調査票番号	■判定した住家の範囲が分かるように記載																			
調査日	令和 年 月 日	3	配置状況																			
1 調査時	: ~ :																					
調査員																						
所在地																						
世帯主																						
2 住家	☐ 住家である(居住のために使用されている)																					
4 応急危険度判定	☐ 応急危険度判定調査票等に記載されている傾斜、コナト等を転記 ☐ (危険) ☐ (要注意) ☐ (不安定) ☐ (不明)																					
5 外観	☐ 住家全部が倒壊 ☐ 住家の一部の階が全部倒壊 ☐ 一見して住家全部が流出又はずり落ち ☐ 基礎のいずれかの辺が全部破壊し、かつ基礎直下の地盤が流出・陥没 ☐ 地盤面の亀裂が住家直下を縦断・横断																					
6 傾斜	<table border="1"> <thead> <tr> <th>測定箇所</th> <th>(1)</th> <th>(2)</th> <th>(3)</th> <th>(4)</th> <th>平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水平距離 (cm)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				測定箇所	(1)	(2)	(3)	(4)	平均値	水平距離 (cm)											
測定箇所	(1)	(2)	(3)	(4)	平均値																	
水平距離 (cm)																						
7 躯体	☐ 基礎の損傷率が75%以上である (損傷長/全長×100)																					
8 基礎	<table border="1"> <thead> <tr> <th>損害割合</th> <th>無被害</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>4</th> <th>6</th> <th>7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				損害割合	無被害	1	2	4	6	7											
損害割合	無被害	1	2	4	6	7																
9 壁	<table border="1"> <thead> <tr> <th>損害割合</th> <th>無被害</th> <th>8</th> <th>15</th> <th>30</th> <th>45</th> <th>75</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				損害割合	無被害	8	15	30	45	75											
損害割合	無被害	8	15	30	45	75																
10 屋根	<table border="1"> <thead> <tr> <th>損害割合</th> <th>無被害</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>6</th> <th>9</th> <th>15</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				損害割合	無被害	2	3	6	9	15											
損害割合	無被害	2	3	6	9	15																
(備考)																						
【損害割合算出表】																						
☐ A「6傾斜」の平均値が2cm以上(6cm未満)である ☐ B「9壁」の損害割合が無被害又は8である																						
Aに該当かつBに該当(傾斜有を計算) 上記以外(傾斜無を計算)																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>傾斜有</th> <th>8基礎</th> <th>+ 9壁</th> <th>+ 10屋根</th> <th>= 計</th> <th>傾斜有</th> <th>6傾斜</th> <th>+ 10屋根</th> <th>= 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>5</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					傾斜有	8基礎	+ 9壁	+ 10屋根	= 計	傾斜有	6傾斜	+ 10屋根	= 計							1	5	
傾斜有	8基礎	+ 9壁	+ 10屋根	= 計	傾斜有	6傾斜	+ 10屋根	= 計														
						1	5															
判定	<table border="1"> <thead> <tr> <th>損害割合</th> <th>10%未満</th> <th>10%以上</th> <th>20%以上</th> <th>30%以上</th> <th>40%以上</th> <th>50%以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>☐ 準半壊に至らない (一部損壊)</td> <td>☐ 準半壊</td> <td>☐ 半壊</td> <td>☐ 中規模半壊</td> <td>☐ 大規模半壊</td> <td>☐ 全壊</td> </tr> </tbody> </table>								損害割合	10%未満	10%以上	20%以上	30%以上	40%以上	50%以上		☐ 準半壊に至らない (一部損壊)	☐ 準半壊	☐ 半壊	☐ 中規模半壊	☐ 大規模半壊	☐ 全壊
損害割合	10%未満	10%以上	20%以上	30%以上	40%以上	50%以上																
	☐ 準半壊に至らない (一部損壊)	☐ 準半壊	☐ 半壊	☐ 中規模半壊	☐ 大規模半壊	☐ 全壊																

住家被害認定調査票（木造・プレハブ 地震）（1次B（基礎・屋根））

住家被害認定調査（地震：木造・プレハブ_第1次B） 損害割合イメージ図

本資料では、各イメージ図において、描かれていない他の2面が、概ね同等の損傷状況である前提で、損害割合を算定している。住家の各面において損傷状況が異なる住家について、イメージ図を参考に損害割合の判定を行う際には、各面の面積を考慮して判定する必要がある。

<基礎> 構成比10%



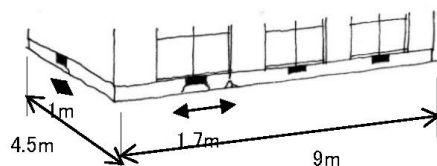
損害割合 1%

損傷率＝

$$1.35\text{m}/13.5\text{m}=10\%$$

・ひび割れの集中(2つのひび割れの間隔は0.35m)

$$\text{損害割合}=\text{損傷率}\times\text{構成比}=1\%$$



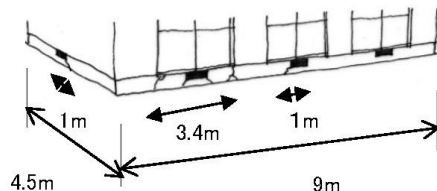
損害割合 2%

損傷率＝

$$(1+1.7)\text{m}/13.5\text{m}=20\%$$

・ひび割れと、ひび割れの集中(2つのひび割れの間隔は0.7m)

$$\text{損害割合}=\text{損傷率}\times\text{構成比}=2\%$$



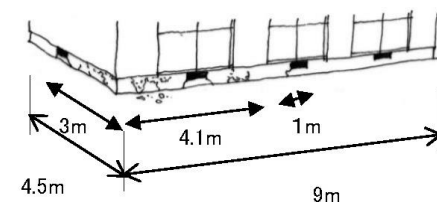
損害割合 4%

損傷率＝

$$(1+3.4+1)\text{m}/13.5\text{m}=40\%$$

・ひび割れの集中、剥落が生じている。

$$\text{損害割合}=\text{損傷率}\times\text{構成比}=4\%$$



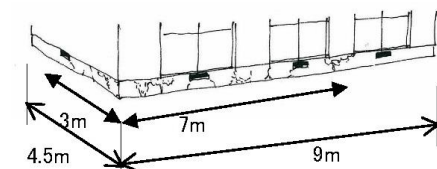
損害割合 6%

損傷率＝

$$(3+4.1+1)\text{m}/13.5\text{m}=60\%$$

・ひび割れの集中、剥落が生じている。

$$\text{損害割合}=\text{損傷率}\times\text{構成比}=6\%$$



損害割合 7%

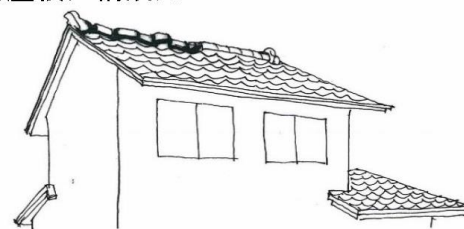
損傷率＝

$$(3+7)\text{m}/13.5\text{m}=74\%$$

・ひび割れの集中、剥落が生じている。

$$\text{損害割合}=\text{損傷率}\times\text{構成比}=7\%$$

<屋根> 構成比15%



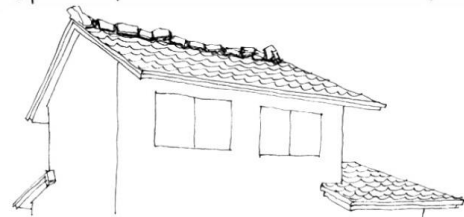
損害割合 2%

損傷率＝

$$25\%(\text{程度II})\times 4/10=10\%$$

・棟瓦のずれ、破損、落下が著しいが、その他の瓦の損傷は少ない。

$$\text{損害割合}=\text{損傷率}\times\text{構成比}=1.5\%$$



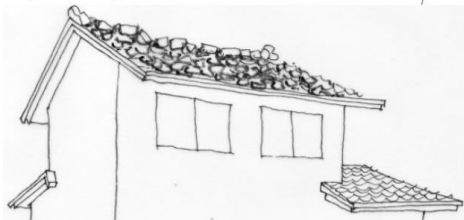
損害割合 3%

損傷率＝

$$25\%(\text{程度II})\times 8/10=20\%$$

・棟瓦のずれ、破損、落下が著しいが、その他の瓦の損傷は少ない。

$$\text{損害割合}=\text{損傷率}\times\text{構成比}=3\%$$



損害割合 6%

損傷率＝

$$50\%(\text{程度III})\times 8/10=40\%$$

・棟瓦が全面的にずれ、破損あるいは落下している。棟瓦以外の瓦のずれも著しい。

$$\text{損害割合}=\text{損傷率}\times\text{構成比}=6\%$$



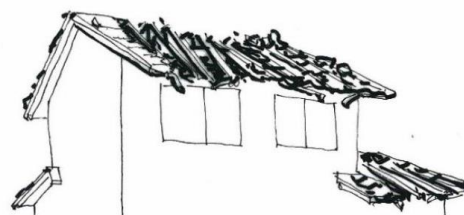
損害割合 9%

損傷率＝

$$100\%(\text{程度V})\times 6/10=60\%$$

・小屋組の損傷が著しく、葺材の大部分が損傷を受けている。屋根仕上面全面にわたって不陸、亀裂、剥落が見られる。

$$\text{損害割合}=\text{損傷率}\times\text{構成比}=9\%$$



損害割合 15%

損傷率＝

$$100\%(\text{程度V})\times 10/10=100\%$$

・小屋組の損傷が著しく、葺材の大部分が損傷を受けている。屋根仕上面全面にわたって不陸、亀裂、剥落が見られる。

$$\text{損害割合}=\text{損傷率}\times\text{構成比}=15\%$$

住家被害認定調査票（木造・プレハブ 地震）（1次B（外壁））

住家被害認定調査（地震：木造・プレハブ_第1次B） 損害割合イメージ図

本資料では、各イメージ図において、描かれていない他の2面が、概ね同等の損傷状況である前提で、損害割合を算定している。住家の各面において損傷状況が異なる住家について、イメージ図を参考に損害割合の判定を行う際には、各面の面積を考慮して判定する必要がある。

＜壁＞ 構成比75%



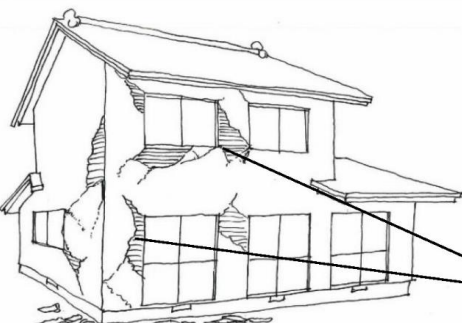
損害割合 8%

損傷率＝

25% (程度Ⅱ) × 8/20 = 10%

・仕上の剥離が生じている。

損害割合＝損傷率×構成比＝7.5%



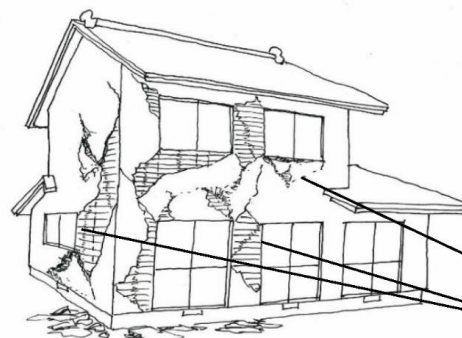
損害割合 15%

損傷率＝

50% (程度Ⅲ) × 8/20 = 20%

・仕上材が脱落している。

損害割合＝損傷率×構成比＝15%



損害割合 30%

損傷率

50% (程度Ⅲ) × 4/20 = 10%

・仕上材が脱落している。 } 40%

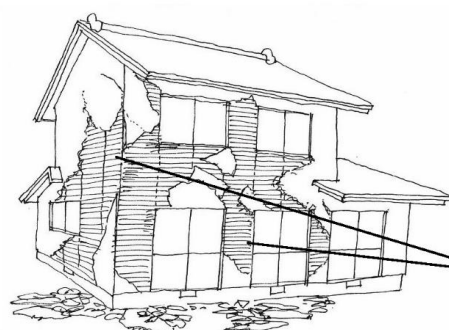
75% (程度Ⅳ) × 8/20 = 30%

・仕上材が脱落しており、下地材にひび割れが生じている。

損害割合＝損傷率×構成比＝30%

仕上材が脱落している。(程度Ⅲ)

下地材にひび割れが生じている。(程度Ⅳ)



損害割合 45%

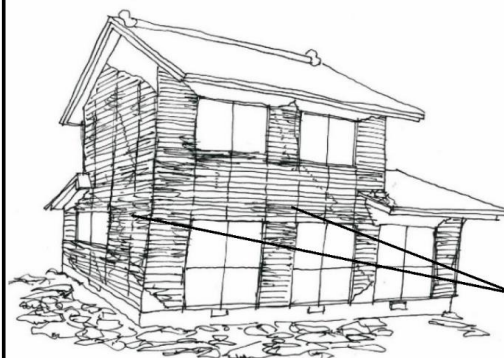
損傷率＝

75% (程度Ⅳ) × 16/20 = 60%

・仕上材が脱落しており、下地材にひび割れが生じている。

損害割合＝損傷率×構成比＝45%

下地材にひび割れが生じている。(程度Ⅳ)



損害割合 75%

損傷率＝

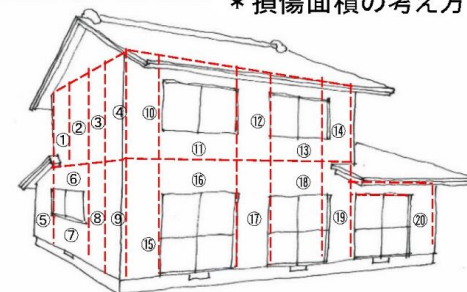
100% (程度Ⅴ) × 20/20 = 100%

・仕上材が脱落しており、下地材に破損が生じている。

損害割合＝損傷率×構成比＝75%

下地材に破損が生じている。(程度Ⅴ)

* 損傷面積の考え方



※仕上材が脱落している場合の取扱い

壁の仕上材が脱落している場合、下地材の損傷状況により、当該部分の損傷程度が以下のとおり異なることに留意して下さい。

損傷なし ⇒ 程度Ⅲ(50%)

ひび割れあり ⇒ 程度Ⅳ(75%)

住家被害認定調査票（木造・プレハブ 地震）（2次）

住家被害認定 調査票 地震 木造・プレハブ 第2次-1		調査票 番 号		3 外観 ☐ 住家全部が倒壊又は 住家の一部の階が全部倒壊 ☐ 住家全部が流出又はずり落ち ☐ 地盤被害により基礎に著しい損傷 ☐ 地盤面の亀裂が住家直下を 縦断・横断		いずれかに 該当	☐ 判定へ (全壊)
調査日 令和 年 月 日		4 傾斜 ① 水平距離 (c m) ② ③ ④		平均値		6cm以上 (下げ振り 120cmの場合)	☐ 判定へ (全壊)
1 調査時 時 分 ~ 時 分							
調査員							
所在地							
世帯主							
2 住 家 ☐ 住家である(居住のために使用されている)							
5 基礎		損傷長 (m)	全長 (m)	損傷率 = $\frac{\text{損傷長}}{\text{全長}} \times 100$	損傷率 75%以上	☐ 判定へ (全壊)	
6 柱(又は耐力壁) ☐ 柱(又は耐力壁)の損傷率が75%以上				損傷率 75%以上	☐ 判定へ (全壊)		

該当しない場合は2頁「7」以降

【損害割合算出表】

(注) d・e列は、四捨五入した値を記入する。
h列は、傾斜が2cm以上の場合のみ記入する。

部位	構成比	階別部位別損害割合		部位別 損害割合	階別重み付け		重み付き 損害割合	h (□傾斜が 2cm以上) 傾斜を考慮 した損害割 合 あ>い→d あ≤い→g	
		主要階	その他階		主要階	その他階			
		B [※]	C [※]	b+c	b×1.25	c×0.5	e+f (e+f>a→a)		
9 外壁	10								
10 内壁	10								
11 床 (敷居等)	10								
5 基礎	10	「5.基礎」の損傷率×0.1 →							
12 柱(又は 制分部)	15			11%以上と全壊					
13 屋根	15								
14 天井	5								
15 建具	15								
16 設備	10								
※ B及びCは、調査票3頁のB及びCの値とする。 ↓ 計								「あ」又は「い」(傾斜が2cm以上)の場合は、「あ」、「い」又は「う」の中で最大の値を住家の損害割合とする。 ↓ い	15% ↓ う
判定		損害割合	10%未満	10%以上	20%以上	30%以上	40%以上	50%以上	
			□ 準半壊に至らない (一部損壊)	□ 準半壊	□ 半壊	□ 中規模半壊	□ 大規模半壊	□ 全壊	

住家被害認定調査票		調査票番号		主要階・その他階																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
地震・プレハブ 第2次-2				()階平面図・屋根伏図																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
住家被害認定調査票 調査票番号 地震・プレハブ 第2次-3 調査票番号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">主要階</th> <th colspan="2">その他階</th> <th colspan="2">計</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">8</th> <th rowspan="2">面 積 率</th> <th>床</th> <th>(1)</th> <th>(2)</th> <th></th> <th></th> <th>1.0</th> </tr> <tr> <th>屋根</th> <th>(3)</th> <th>(4)</th> <th></th> <th></th> <th>1.0</th> </tr> </thead> </table>								主要階		その他階		計		8	面 積 率	床	(1)	(2)			1.0	屋根	(3)	(4)			1.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		主要階		その他階		計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
8	面 積 率	床	(1)	(2)			1.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		屋根	(3)	(4)			1.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="10">主要階</th> <th colspan="10">その他階</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">9</th> <th rowspan="2">外 壁</th> <th rowspan="2">面 積 率</th> <th>無被害</th> <th>程度Ⅰ</th> <th>程度Ⅱ</th> <th>程度Ⅲ</th> <th>程度Ⅳ</th> <th>程度Ⅴ</th> <th>計</th> <th rowspan="2">B</th> <th rowspan="2">計×(1)</th> <th rowspan="2">面 積 率</th> <th>無被害</th> <th>程度Ⅰ</th> <th>程度Ⅱ</th> <th>程度Ⅲ</th> <th>程度Ⅳ</th> <th>程度Ⅴ</th> <th>計</th> <th rowspan="2">C</th> <th rowspan="2">計×(2)</th> </tr> <tr> <th>～10%</th> <th>～20%</th> <th>～40%</th> <th>～60%</th> <th>～80%</th> <th>～100%</th> <th>～10%</th> <th>～20%</th> <th>～40%</th> <th>～60%</th> <th>～80%</th> <th>～100%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">10</td> <td rowspan="5">内 壁</td> <td rowspan="5">10%</td> <td>無被害</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td></td><td></td> <td>無被害</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>程度Ⅰ</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td><td></td><td></td> <td>程度Ⅰ</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>程度Ⅱ</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>2</td><td>3</td><td></td><td></td> <td>程度Ⅱ</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>2</td><td>3</td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>程度Ⅲ</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td></td><td></td> <td>程度Ⅲ</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>程度Ⅳ</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>5</td><td>6</td><td>8</td><td></td><td></td> <td>程度Ⅳ</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>5</td><td>6</td><td>8</td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">11</td> <td rowspan="5">床 (階段含)</td> <td rowspan="5">10%</td> <td>無被害</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td></td><td></td> <td>無被害</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>程度Ⅰ</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td></td><td></td> <td>程度Ⅰ</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>程度Ⅱ</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>2</td><td>3</td><td></td><td></td> <td>程度Ⅱ</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>2</td><td>3</td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>程度Ⅲ</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td></td><td></td> <td>程度Ⅲ</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>程度Ⅳ</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>5</td><td>6</td><td>8</td><td></td><td></td> <td>程度Ⅳ</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>5</td><td>6</td><td>8</td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">12</td> <td rowspan="5">柱 (又は別あり)</td> <td rowspan="5">15%</td> <td>無被害</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td></td><td></td> <td>無被害</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>程度Ⅰ</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td></td><td></td> <td>程度Ⅰ</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>程度Ⅱ</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td></td><td></td> <td>程度Ⅱ</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>程度Ⅲ</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>5</td><td>6</td><td>8</td><td></td><td></td> <td>程度Ⅲ</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>5</td><td>6</td><td>8</td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>程度Ⅳ</td><td>1</td><td>2</td><td>5</td><td>7</td><td>9</td><td>11</td><td></td><td></td> <td>程度Ⅳ</td><td>1</td><td>2</td><td>5</td><td>7</td><td>9</td><td>11</td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">13</td> <td rowspan="5">屋根</td> <td rowspan="5">15%</td> <td>無被害</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td></td><td></td> <td>無被害</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>程度Ⅰ</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td></td><td></td> <td>程度Ⅰ</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>程度Ⅱ</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td></td><td></td> <td>程度Ⅱ</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>程度Ⅲ</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>5</td><td>6</td><td>8</td><td></td><td></td> <td>程度Ⅲ</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>5</td><td>6</td><td>8</td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>程度Ⅳ</td><td>1</td><td>2</td><td>5</td><td>7</td><td>9</td><td>11</td><td></td><td></td> <td>程度Ⅳ</td><td>1</td><td>2</td><td>5</td><td>7</td><td>9</td><td>11</td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">14</td> <td rowspan="5">天井</td> <td rowspan="5">5%</td> <td>無被害</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td></td><td></td> <td>無被害</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>程度Ⅰ</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td></td><td></td> <td>程度Ⅰ</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>程度Ⅱ</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td></td><td></td> <td>程度Ⅱ</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>程度Ⅲ</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>2</td><td>3</td><td></td><td></td> <td>程度Ⅲ</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>2</td><td>3</td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>程度Ⅳ</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td></td><td></td> <td>程度Ⅳ</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">15</td> <td rowspan="5">雑具</td> <td rowspan="5">15%</td> <td>無被害</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td></td><td></td> <td>無被害</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>程度Ⅰ</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td></td><td></td> <td>程度Ⅰ</</td></tr></tbody></table>								主要階										その他階										9	外 壁	面 積 率	無被害	程度Ⅰ	程度Ⅱ	程度Ⅲ	程度Ⅳ	程度Ⅴ	計	B	計×(1)	面 積 率	無被害	程度Ⅰ	程度Ⅱ	程度Ⅲ	程度Ⅳ	程度Ⅴ	計	C	計×(2)	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	10	内 壁	10%	無被害	0	0	0	0	0	0			無被害	0	0	0	0	0	0	0			程度Ⅰ	0	0	0	0	1	1			程度Ⅰ	0	0	0	0	1	1	1			程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3			程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3			程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5			程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5			程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8			程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8			11	床 (階段含)	10%	無被害	0	0	0	0	0	0			無被害	0	0	0	0	0	0	0			程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1			程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1	1			程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3			程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3			程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5			程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5			程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8			程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8			12	柱 (又は別あり)	15%	無被害	0	0	0	0	0	0			無被害	0	0	0	0	0	0	0			程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2			程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2			程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4			程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4			程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8			程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8			程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11			程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11			13	屋根	15%	無被害	0	0	0	0	0	0			無被害	0	0	0	0	0	0	0			程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2			程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2			程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4			程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4			程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8			程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8			程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11			程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11			14	天井	5%	無被害	0	0	0	0	0	0			無被害	0	0	0	0	0	0	0			程度Ⅰ	0	0	0	0	0	1			程度Ⅰ	0	0	0	0	0	0	1			程度Ⅱ	0	0	1	1	1	1			程度Ⅱ	0	0	1	1	1	1	1			程度Ⅲ	0	1	1	2	2	3			程度Ⅲ	0	1	1	2	2	3			程度Ⅳ	0	1	2	2	3	4			程度Ⅳ	0	1	2	2	3	4			15	雑具	15%	無被害	0	0	0	0	0	0			無被害	0	0	0	0	0	0	0			程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2			程度Ⅰ</
		主要階										その他階																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
9	外 壁	面 積 率	無被害	程度Ⅰ	程度Ⅱ	程度Ⅲ	程度Ⅳ	程度Ⅴ	計	B	計×(1)	面 積 率	無被害	程度Ⅰ	程度Ⅱ	程度Ⅲ	程度Ⅳ	程度Ⅴ	計	C	計×(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
			～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	～10%				～20%	～40%	～60%	～80%	～100%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
10	内 壁	10%	無被害	0	0	0	0	0	0			無被害	0	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
			程度Ⅰ	0	0	0	0	1	1			程度Ⅰ	0	0	0	0	1	1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
			程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3			程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
			程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5			程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
			程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8			程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
11	床 (階段含)	10%	無被害	0	0	0	0	0	0			無被害	0	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
			程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1			程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
			程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3			程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
			程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5			程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
			程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8			程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
12	柱 (又は別あり)	15%	無被害	0	0	0	0	0	0			無被害	0	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
			程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2			程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
			程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4			程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
			程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8			程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
			程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11			程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
13	屋根	15%	無被害	0	0	0	0	0	0			無被害	0	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
			程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2			程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
			程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4			程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
			程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8			程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
			程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11			程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
14	天井	5%	無被害	0	0	0	0	0	0			無被害	0	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
			程度Ⅰ	0	0	0	0	0	1			程度Ⅰ	0	0	0	0	0	0	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
			程度Ⅱ	0	0	1	1	1	1			程度Ⅱ	0	0	1	1	1	1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
			程度Ⅲ	0	1	1	2	2	3			程度Ⅲ	0	1	1	2	2	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
			程度Ⅳ	0	1	2	2	3	4			程度Ⅳ	0	1	2	2	3	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
15	雑具	15%	無被害	0	0	0	0	0	0			無被害	0	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
			程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2			程度Ⅰ</																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											

住家被害認定調査票（非木造（鉄骨造、鉄筋コンクリート造）地震）（1次／2次）

住家被害認定調査票 地震非木造第1次		調査票番号 	配置状況 	■ 判定した住家の範囲が分かるように記載						
1	調査日	令和 年 月 日		3						
1	調査時	: ~ :								
	調査員									
	所在地									
	世帯主									
2	住 家	☐ 住家である(居住のために使用されている)								
4 応急危険度判定 応急危険度判定調査票等に記載されている傾斜、コブト等を転記										
5	外観	☐ 住家全部が倒壊 又は 住家の一部の端が全部倒壊								
6	傾斜	測定箇所	(1)	(2)	(3)	(4)	平均値			
7	傾斜確認	☐ 傾斜の平均値が4cm(下げ振り120cmの場合)以上 ☐ (基礎ぐいを用いる住家について) 傾斜の平均値が2cm(下げ振り120cmの場合)以上かつ最大沈下量又は最大露出量30cm以上					いずれかに該当	☐ 判定へ(全壊)		
8	柱・梁の確認	☐ ア. 外観目視により柱又は梁を確認できる場合 9柱(又は梁)、11雑壁・仕上等、12設備等を確認					☐ イ. 外観目視により柱及び梁を確認できない場合 10外壁、12設備等を確認			
9	傾斜・木割	無被害	〜10%	〜20%	〜40%	〜60%	〜80%	〜100%	計	
柱(又は梁)(60%)	I	1	1	2	4	5	6			
	II	2	3	6	9	12	15			
	III	3	6	12	18	24	30			
	IV	5	9	18	27	36	45			
	V	6	12	24	36	48	60			
	計	※40%以上で全壊								
10	傾斜・木割	無被害	〜10%	〜20%	〜40%	〜60%	〜80%	〜100%	計	
外壁(85%)	I	1	2	3	5	7	9			
	II	2	4	9	13	17	21			
	III	4	9	17	26	34	43			
	IV	6	13	26	38	51	64			
	V	9	17	34	51	68	85			
	計									
11	傾斜・木割	無被害	〜10%	〜20%	〜40%	〜60%	〜80%	〜100%	計	
雑壁・仕上等(25%)	I	0	1	1	2	2	3			
	II	1	1	3	4	5	6			
	III	1	3	5	8	10	13			
	IV	2	4	8	11	15	19			
	V	3	5	10	15	20	25			
	計									
12	設備等	高架水栓・受水槽								
	外部階段									
	その他									
【被害割合算出表】										
ア. 外観目視により柱又は梁を確認できる場合										
	6 傾斜	9 柱(又は梁)	11 雑壁・仕上等	12 設備等	計	イ. 外観目視により柱及び梁を確認できない場合				
傾斜無					あ	傾斜無				う
傾斜有	20				い	傾斜有	20			え
(注)「6傾斜」の平均値が2cm未満の場合、「あ」又は「う」を、2cm以上の場合、「い」又は「え」若しくは「う」又は「え」のうち大きい値を被害割合とする。										
判定	被害割合	10%未満	10%以上	20%以上	30%以上	40%以上	50%以上			
		□ 準半壊に達しない(一部損壊)	□ 準半壊	□ 半壊	□ 中規模半壊	□ 大規模半壊	□ 全壊			

住家被害認定調査票
地震
非木造
第2次-2

() 階平面図

調査票番号

住家被害認定調査票
地震
非木造
第2次-1

調査票番号

調査票番号

調査日 令和 年 月 日

1 調査時 : ~ :

調査員

所在地

世帯主

2 住家 ☐ 住家である(居住のために使用されている)

傾斜 (全壊)

7 構造の確認

☐ 鉄骨造の場合
柱(本数で判定)
柱が見えない場合

耐力壁(ブレース数で判定)
耐力壁が見えない場合

外郭仕上げ(面積で判定)

☐ 鉄筋コンクリートの場合
柱(本数で判定)
→ フランジ構造の場合
→ 壁式構造の場合
耐力壁(面積で判定)

8 傾斜

	①	②	③	④	平均値
傾斜					

5 傾斜確認

いづれかに該当
該当しない場合は、2頁(別)以降へ

☐ 傾斜の平均値が4cm(下げ振りの120cmの割合)以上
☐ (基礎ぐいを用いる住家について) 傾斜の平均値が2cm(下げ振りの120cmの割合)以上かつ最大沈下量又は最大変位量30cm以上

9 内部仕上・天井

被害率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
被害率	0	0	0	0	0	0	0
I	0	0	0	1	1	1	1
II	0	1	1	2	2	3	3
III	1	1	2	3	4	5	5
IV	1	2	3	5	6	8	8
V	1	2	4	6	8	10	10

10 床・壁

被害率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	床・壁
被害率	0	0	0	0	0	0	0
I	0	0	0	1	1	1	1
II	0	1	1	2	2	3	3
III	1	1	2	3	4	5	5
IV	1	2	3	5	6	8	8
V	1	2	4	6	8	10	10

11 柱又は耐力壁

被害率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
被害率	0	0	0	0	0	0	0
I	1	1	2	3	4	5	5
II	1	3	5	8	10	13	13
III	3	5	10	15	20	25	25
IV	4	8	15	23	30	38	38
V	5	10	20	30	40	50	50

13 建具

被害率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
被害率	0	0	0	0	0	0	0
I	0	0	0	0	0	1	1
II	0	0	1	1	1	1	1
III	0	1	1	2	2	3	3
IV	0	1	2	2	3	4	4
V	1	1	2	3	4	5	5

12 設備等(住室内)

被害率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
被害率	0	0	0	0	0	0	0
I	0	0	0	1	1	1	1
II	0	1	1	2	2	3	3
III	1	1	2	3	4	5	5
IV	1	2	3	5	6	8	8
V	1	2	4	6	8	10	10

14 設備等(住室外)

被害率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
被害率	0	0	0	0	0	0	0
I	0	0	0	1	1	1	1
II	0	1	1	2	2	3	3
III	1	1	2	3	4	5	5
IV	1	2	3	5	6	8	8
V	1	2	4				

住家被害認定調査票（木造・プレハブ 液状化等の地盤被害）（1次／2次）

住家被害認定調査票 地盤被害による被害 木造・プレハブ 第1次		調査票番号	■判定した住家の範囲が分かるように記載			
調査日 令和 年 月 日		配置状況				
1 調査時	: ~ :					
調査員						
所在地						
世帯主						
2 住家	☐ 住家である(居住のために使用されている)					
4 外観	☐ 住家全部が倒壊 ☐ 住家の一部の階が全部倒壊 ☐ 一見して住家全部が流出又はずれ落ち ☐ 基礎のいずれかの辺が全部破壊し、かつ基礎直下の地盤が流出・陥没 ☐ 地盤面の亀裂が住家直下を縦断・横断		いずれかに該当	☐ 判定へ(全壊)		
5 地盤	☐ 床上1mまでのすべての部分が地盤面に潜り込み ☐ 床までのすべての部分が地盤面に潜り込み ☐ 基礎の天端下25cmまでのすべての部分が地盤面に潜り込み		損害割合 50%以上 40%以上 20%以上	☐ 判定へ(全壊) ☐ 判定へ(大規模半壊) ☐ 判定へ(半壊)		
不同沈下がある場合の傾斜の判定						
6 傾斜	測定箇所	(1)	(2)	(3)	(4)	平均値
	水平距離(cm)					
7 不同沈下のある傾斜	☐ 6cm以上(下げ振り120cmの場合) ☐ 2cm以上6cm未満(下げ振り120cmの場合) ☐ 1.2cm以上2cm未満(下げ振り120cmの場合)		損害割合 50%以上 40%以上 20%以上	☐ 判定へ(全壊) ☐ 判定へ(大規模半壊) ☐ 判定へ(半壊)		
(備考)						
【判定表】 (注)地盤面下への潜り込み、不同沈下双方みられる場合には、双方の損害割合のうち大きい値を損害割合とする。						
判定	損害割合	20%以上30%未満	40%以上	50%以上	判定に至らない	
		☐ 半壊	☐ 大規模半壊	☐ 全壊	☐ 水害等通常の被害認定調査へ	

住家被害認定調査票 地盤被害による被害 木造・プレハブ 第2次		調査票番号	☐ 住家全部が倒壊又は住家の一部の階が全部倒壊 ☐ 住家全部が流出又はずれ落ち ☐ 地盤被害により基礎に著しい損傷 ☐ 地盤面の亀裂が住家直下を縦断・横断						
調査日 令和 年 月 日		傾斜							
1 調査時	: ~ :								
調査員									
所在地									
2 住家	☐ 住家である(居住のために使用されている)								
3 外観	☐ 住家全部が倒壊又は住家の一部の階が全部倒壊 ☐ 住家全部が流出又はずれ落ち ☐ 地盤被害により基礎に著しい損傷 ☐ 地盤面の亀裂が住家直下を縦断・横断		☐ 判定へ(全壊)						
4 傾斜	水平距離(cm)	①	②	③	④	平均値			
5 地盤	☐ 床上1mまでのすべての部分が地盤面に潜り込み ☐ 床までのすべての部分が地盤面に潜り込み ☐ 基礎の天端下25cmまでのすべての部分が地盤面に潜り込み ☐ 基礎の天端下25cmまでのうち、地盤面に潜り込んでいない部分がある		損害割合 50%以上		☐ 判定へ(全壊) ☐ 判定へ(大規模半壊) ☐ 判定へ(半壊)				
不同沈下がある場合の傾斜の判定(傾斜は「4」の値を利用)									
6 不同沈下のある傾斜	☐ 6cm以上(下げ振り120cmの場合) ☐ 2cm以上6cm未満(下げ振り120cmの場合) ☐ 1.2cm以上2cm未満(下げ振り120cmの場合) ☐ 1.2cm未満(下げ振り120cmの場合)		損害割合 50%以上		☐ 判定へ(全壊) ☐ 判定へ(大規模半壊) ☐ 判定へ(半壊)				
【計算方法早見表】									
(下げ振り120cmの場合)		地盤(潜り込み)							
		床上以上	基礎の天端下25cm以上	基礎の天端下25cm未満					
傾斜	2cm以上6cm未満	【損害割合算出表】①へ	【損害割合算出表】④へ	【損害割合算出表】⑦へ					
	1.2cm以上2cm未満	【損害割合算出表】②へ	【損害割合算出表】⑤へ	【損害割合算出表】⑧へ					
	1.2cm未満	【損害割合算出表】③へ	【損害割合算出表】⑥へ	通常の【損害割合算出表】へ					
【損害割合算出表】									
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
9 外壁	10								
13 内壁	10								
15 床(敷居部)	10	10			10			10	
5 基礎	10	35	10	10	35	10	10	35	
11 柱(又は新方壁)	15	25	10以上で全壊	10以上で全壊	25	10以上で全壊	10以上で全壊	25	10以上で全壊
10 屋根	15								
12 天井	5								
14 建具	15								
16 設備	10								
計									
判定	損害割合	10%未満	10%以上	20%以上	30%以上	40%以上	50%以上		
		☐ 半壊に達しない(一部損壊)	☐ 半壊	☐ 半壊	☐ 中規模半壊	☐ 大規模半壊	☐ 全壊		

液状化等の地盤被害）（１次／２次）

住家被害認定調査票 地盤被害による被害 非本造第2次		調査票番号			
調査日		令和	年	月	日
1	調査時				
	調査員				
	所在地				
	世帯主				
2	住家	☐ 住家である(居住のために使用されている)			

3 外観	☐ 住家全部が倒壊 ☐ 住家の一部の階が全部倒壊		4 傾斜 水平距離 (cm)	①		平均値	傾斜 6cm以上 (下げ振り 120cmの)	☐ 判定へ (全壊)
	②							
	③							
	④							

5 地盤	☐ 床土1mまでのすべての部分が地盤面に下り込み		損害割合 50%以上	☐ 判定へ (全壊)	
	☐ 床までのすべての部分が地盤面に下り込み				☐ 計算方法早見表へ
	☐ 基礎の下端下25cmまでのすべての部分が地盤面に下り込み				
	☐ 基礎の下端下25cmまでのうち、地盤面に下り込んでいない部分がある				

不同沈下がある場合の傾斜の判定(傾斜は「4」の値を利用)

6 不同沈下のある傾斜	☐ 6cm以上(下げ振り120cmの場合)		損害割合 50%以上	☐ 判定へ (全壊)	
	☐ 2cm以上6cm未満(下げ振り120cmの場合)				☐ 計算方法早見表へ
	☐ 1.2cm以上2cm未満(下げ振り120cmの場合)				
	☐ 1.2cm未満(下げ振り120cmの場合)				

【計算方法早見表】

		地盤(下り込み)		
		床土まで	基礎の下端下25cmまで	基礎の下端下25cm未満
傾斜	(下げ振り120cmの場合)	2cm以上6cm未満	1.2cm以上2cm未満	1.2cm未満
		【損害割合算出表】①へ	【損害割合算出表】④へ	【損害割合算出表】⑦へ
		【損害割合算出表】②へ	【損害割合算出表】⑤へ	【損害割合算出表】⑧へ
		【損害割合算出表】③へ	【損害割合算出表】⑥へ	通常の【損害割合算出表】へ

【損害割合算出表】

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
1階の床面積(㎡)								
1棟の延べ床面積(㎡)								
カ/キ								
1階の床面積割合(%)								
	ク×20	ク×20	ク×30			ク×10		
8 外部仕上・雑壁・屋根	10							
9 内部仕上・天井	10							
10 床・梁	10	不同沈下がある場合 35 不同沈下がない場合 25	算出した損傷割合に+10 (最大50) (計算した損傷割合が50%以上で全壊)	算出した損傷割合に+10 (最大50) (計算した損傷割合が50%以上で全壊)	不同沈下がある場合 35 不同沈下がない場合 25	算出した損傷割合に+10 (最大50) (計算した損傷割合が50%以上で全壊)	算出した損傷割合に+10 (最大50) (計算した損傷割合が50%以上で全壊)	不同沈下がある場合 35 不同沈下がない場合 25 (50%以上で全壊)
11 柱(又は耐力壁)	50			不同沈下がある場合 35 不同沈下がない場合 25	算出した損傷割合に+10 (最大50) (計算した損傷割合が50%以上で全壊)	算出した損傷割合に+10 (最大50) (計算した損傷割合が50%以上で全壊)	不同沈下がある場合 35 不同沈下がない場合 25	算出した損傷割合に+10 (最大50) (計算した損傷割合が50%以上で全壊)
12 設備等(住家内)	10							
13 建具	5							
14 設備等(住家外)	5							
計								

判定	損害割合	10%未満	10%以上	20%以上	30%以上	40%以上	50%以上
		☐ 準半壊に等しくない (一部倒壊)	☐ 準半壊	☐ 半壊	☐ 中規模半壊	☐ 大規模半壊	☐ 全壊

応急危険度判定の判定結果の活用（運用指針）

● 応急危険度判定の判定結果の活用

住家の被害認定調査を実施するに当たり、傾斜度など応急危険度判定に係る調査の内容と共通する部分もあることから、本運用指針による被害認定調査に先立ち、応急危険度判定が実施されている場合には、調査の目的等が異なることを踏まえた上でその内容を活用することも考えられる。

また、調査対象とする地域の設定、現地調査を行う又は行わない地域の設定、現地調査を行う地域の順番の決定等、被害認定調査の方針を決める際に、応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用することが考えられる。

具体的には、平常時より地方公共団体の被害認定部局は、応急危険度判定部局と非常時の情報共有体制について検討し、必要に応じて、応急危険度判定部局が有する応急危険度判定の判定実施計画や判定結果（調査表や判定実施区域図等）を入手し、これらを活用して被害認定調査を実施することが考えられる。

さらに、応急危険度判定において「建築物全体又は一部の崩壊・落階」や「建築物全体又は一部の著しい傾斜」に該当することにより「一見して危険」と判定された住家、「建築物の1階の傾斜が1/20超」と判定された住家（木造）、「建築物全体又は一部の傾斜が1/30超」と判定された住家（鉄骨造）及び「不同沈下による建築物全体の傾斜が1/30超」と判定された住家（鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造）のうち、調査表のコメント欄等で「建築物全体」が崩壊・落階又は著しく傾斜していることが確認できる場合には、この判定結果を参考にして「全壊」の被害認定を行うことも可能である。

このほか、調査する被災住家に応急危険度判定のステッカーが貼付されている場合には、被害認定の判定の参考にすることができる場合もあるため、その判定結果及びコメントを確認することとする。

応急危険度判定と被災度区分判定

	応急危険度判定 (全国被災建築物応急危険度判定協議会)	被災度区分判定 ((一財) 日本建築防災協会)
目的	- 被災後の人命に係わる<u>二次的災害防止</u> - 被災建築物の<u>当面の使用</u>の可否の判定	- 被災建築物の<u>恒久的使用</u>の可否の判定 <u>構造的な復旧</u>の可否の判定
評価	危険／要注意／調査済	倒壊／大破／中破／小破／軽微
判定基準	建築物や落下転倒危険物の <u>危険度</u> ※「瓦の全面的なずれ・破損」や「看板・機器類の落下の危険有り」が1項目でもある場合には「危険」と判定。	構造躯体の損傷状況から <u>残存する耐震性能</u> を評価 ※評価及び震度階級を基に復旧の可否（補修、補強、解体）を判定。
判定方法	- 原則、外観調査 - 要望に応じて、内部調査も実施	外観及び内部調査
判定対象	市町村が設定した要判定区域内の住宅・建築物	地震により被災した住宅・建築物
実施主体	<u>市町村</u> が実施（要請により都道府県、国が支援）	<u>建物所有者</u> の依頼に応じて実施
判定者	<u>応急危険度判定士</u> （行政又は民間の建築士等）	<u>民間の建築士</u>
有償・無償	無償	<u>有償</u>

航空写真等を用いた「共同調査」の実施（R6.1.18損保協会公表資料）

NEWS RELEASE



一般社団法人 日本損害保険協会

〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2-9

<https://www.sonpo.or.jp/>

No. 23-25

2024 年 1 月 18 日

令和 6 年能登半島地震にかかる 地震保険金の支払い迅速化の取り組みについて ～航空写真・衛星写真を用いた「共同調査」の実施～

この度の地震災害によりお亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

一般社団法人 日本損害保険協会（会長：新納 啓介）では、令和 6 年能登半島地震の発生をうけ、迅速な損害調査・保険金支払対応に向け、業界一丸となって対応を進めております。今般、取り組みの一環として、「共同調査」を実施することといたしました。

共同調査では、損害保険会社から派遣された要員で構成する「共同調査団」が、航空写真・衛星写真を用いて被災地域の状況を確認し、火災による「焼失」または津波による「流失」が認められる地域について、地域単位で「全損地域」「一部全損地域」を認定いたします。

全 損 地 域	認定された街区に所在する地震保険の対象は、現地調査を省略し、すべて全損認定することができます。
一部全損地域	認定された街区に所在する地震保険の対象は、全壊が証明された「り災証明」の提出により、現地調査を省略し全損認定することができます。

共同調査により、「全損地域」または「一部全損地域」に認定された地域に所在する建物は、現地調査を省略して保険金の支払が可能となることから、迅速な保険金支払が期待できます。

なお、共同調査の認定結果については、後日、当協会ホームページに掲載します
(<https://www.sonpo.or.jp/>)。

【被災者のみなさまへ】

震災後は、「保険金請求を代行する」・「保険金請求をサポートする」・「保険で直せる」などと言って勧誘する業者と保険契約者とのトラブルが増加します。また、保険会社を装った詐欺まがいの勧誘も見られます。例えば、保険会社の者と称し、電話で損害状況を聴取したうえで、「調査費用がかかるが、保険金が確実に支払われる」などといい、実際に訪問して調査費用を要求してくるようなケースがあります。保険会社では、お客様に調査費用を請求することはありません。

このような勧誘があってもすぐに契約はせずに、まずはご加入先の損害保険会社または代理店にご相談ください。

なお、当協会の「保険金に関する災害便乗商法 相談ダイヤル」でも保険申請サポート業者からの勧誘や契約の解除などでお困りの方のご相談を受け付けます。

<保険金に関する災害便乗商法 相談ダイヤル>

電話番号：0120-309-444（さあ連絡しよう）

受付時間：月曜日から金曜日（祝日および年末年始休業期間を除く）

9:00～12:00、13:00～17:00

（ご参考）当協会ホームページ「住宅の修理などに関するトラブルにご注意」

<https://www.sonpo.or.jp/news/caution/syuri.html>

共同調査の認定結果公表（R6.2.9損保協会公表資料）

NEWS RELEASE



一般社団法人 日本損害保険協会
〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2-9
<https://www.sonpo.or.jp/>

No. 23-27

2024年2月9日

令和6年能登半島地震にかかる 共同調査の認定結果公表について

～地震保険金の支払迅速化の取り組み～

このたびの地震災害によりお亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

一般社団法人 日本損害保険協会（会長：新納 啓介）では、令和6年能登半島地震の発生を受け、迅速な損害調査・保険金支払に向けて業界一丸となって対応を進めています。その一環として、火災・津波による被害が発生している地域について、共同調査を実施しました（※）。調査の結果、「全損地域」および「一部全損地域」を認定しましたので、お知らせいたします。

（※）1月18日付ニュースリリース「令和6年能登半島地震にかかる地震保険金の支払い迅速化の取り組みについて」

URL: https://www.sonpo.or.jp/news/release/2023/g3410i00000000szg-att/240118_01.pdf

共同調査の認定結果を踏まえ、全損地域または一部全損地域に認定された地域に地震保険のご契約があるお客さまには、引受保険会社からご連絡し、地震保険金のお支払い手続きを進めます。なお、引受保険会社にて、認定地域に所在する地震保険のご契約の特定作業を行いますので、ご連絡までしばらくお待ちください。

なお、共同調査による認定結果は地震保険に関するものであり、地震保険以外の損害保険の取扱いに影響するものではありません。

【共同調査の認定結果】

・全損地域

県	市町村
石川県	珠洲市 宝立町春日野の一部地域 珠洲市 狼煙町の一部地域 輪島市 河井町の一部地域

・一部全損地域

県	市町村
石川県	珠洲市 飯田町の一部地域 熊谷町の一部地域 正院町正院の一部地域 宝立町鶴飼の一部地域 宝立町春日野の一部地域 三崎町寺家の一部地域 野々江町の一部地域 羽咋郡 志賀町 赤崎の一部地域

鳳珠郡 能登町 字内浦長尾の一部地域
能登町 字四方山の一部地域
能登町 字白丸の一部地域
能登町 字新保の一部地域
能登町 字布浦の一部地域
能登町 字松波の一部地域
輪島市 河井町の一部地域

【ご参考】共同調査とは

損害保険会社から派遣された要員で構成する「共同調査団」が、航空写真等を用いて被災地域の状況を確認し、火災による「焼失」または津波による「流失」が認められる地域について、地域単位で「全損地域」「一部全損地域」を認定するものです。

共同調査により、「全損地域」または「一部全損地域」に認定された地域に所在する建物は、現地調査を省略して保険金の支払が可能となります。

全損地域	被害状況	街区内の建造物がすべて流失または焼失している地域をいいます。
	保険金支払	認定された街区に所在する地震保険の対象は、現地調査を省略し、すべて全損認定することができます。
一部全損地域	被害状況	街区内で流失または焼失している建造物が確認できるものの、一部の建築物が残置している地域をいいます。
	保険金支払	認定された街区に所在する地震保険の対象は、全壊が証明された「リ災証明」の提出により、現地調査を省略し全損認定することができます。なお、一部全損地域であっても、共同調査の結果、航空写真から建物が全壊していることが確認できた建物については、リ災証明書の提出を不要とすることといたしました。

【被災者のみなさまへ】

震災後は、「保険金請求を代行する」・「保険金請求をサポートする」・「保険で直せる」などと言って勧誘する業者と保険契約者とのトラブルが増加します。また、保険会社を装った詐欺まがいの勧誘も見られます。例えば、保険会社の者と称し、電話で損害状況を聴取したうえで、「調査費用がかかるが、保険金が確実に支払われる」などといい、実際に訪問して調査費用を要求してくるようなケースがあります。保険会社では、お客様に調査費用を請求することはありません。

このような勧誘があってもすぐに契約はせずに、まずはご加入先の損害保険会社または代理店にご相談ください。

なお、当協会の「保険金に関する災害便乗商法 相談ダイヤル」でも保険申請サポート業者からの勧誘や契約の解除などでお困りの方のご相談を受け付けます。

<保険金に関する災害便乗商法 相談ダイヤル>

電話番号：0120-309-444（さあ連絡しよう）

受付時間：月曜日から金曜日（祝日および年末年始休業期間を除く）

9:00～12:00、13:00～17:00

（ご参考）当協会ホームページ「住宅の修理などに関するトラブルにご注意」

<https://www.sonpo.or.jp/news/caution/syuri.html>

共同調査で「全損建物」を認定（R6.3.1損保協会公表資料）

NEWS RELEASE



一般社団法人 日本損害保険協会
〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2-9
<https://www.sonpo.or.jp/>

No. 23-31

2024 年 3 月 1 日

令和 6 年能登半島地震にかかる 倒壊建物を対象とした共同調査で「全損建物」を認定

～地震保険金の支払迅速化の新たな取り組み～

このたびの地震災害によりお亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

一般社団法人 日本損害保険協会（会長：新納 啓介）では、令和 6 年能登半島地震の発生を受け、迅速な損害調査・保険金支払実現の観点から、損害保険業界として初めて、倒壊建物を対象とした共同調査を実施しました。

令和 6 年能登半島地震により、建物の倒壊被害が発生しており、また、道路等の寸断により現地への立入調査が困難な地域が発生しています。このような状況を踏まえ、深刻な建物の倒壊被害が発生していると考えられる地域（石川県珠洲市・輪島市・穴水町・能登町の一部地域）について、倒壊建物を対象とした共同調査を行い、建物一軒単位で「全損建物」「全損の可能性が高い建物」を認定しました。

全損建物	被害状況	地震等により建物全体が倒壊している、または建物の一つの階層が崩壊している。
	保険金支払	認定された建物に付保されている地震保険の対象は、現地調査を省略し、すべて全損認定することができます。
全損の可能性が高い建物	被害状況	全損建物の被害状況には該当しないが、大きな傾斜・変形等が航空写真上で確認されており、全損の可能性が高い。
	保険金支払	認定された建物に付保されている地震保険の対象は、全壊が証明された「リ災証明」の提出により、現地調査を省略し全損認定することができます。

共同調査の認定結果を踏まえ、「全損建物」または「全損の可能性が高い建物」に認定された建物に地震保険のご契約があるお客さまには、引受保険会社からご連絡し、地震保険金のお支払い手続きを進めます。なお、引受保険会社にて、認定建物に付保されている地震保険のご契約の特定作業を行いますので、ご連絡までしばらくお待ちください。

なお、共同調査による認定結果は地震保険に関するものであり、地震保険以外の損害保険の取扱いに影響するものではありません。

＜ご参考＞

これまで、火災・津波による被害が発生している地域について、共同調査を実施し「全損地域」および「一部全損地域」の認定を行っています。

・2月9日付ニュースリリース「令和 6 年能登半島地震にかかる共同調査の認定結果公表について」

URL: https://www.sonpo.or.jp/news/release/2023/240209_01.html

【被災者のみなさまへ】

震災後は、「保険金請求を代行する」・「保険金請求をサポートする」・「保険で直せる」などと言って勧誘する業者と保険契約者とのトラブルが増加します。また、保険会社を装った詐欺まがいの勧誘も見られます。例えば、保険会社の者と称し、電話で損害状況を聴取したうえで、「調査費用がかかるが、保険金が確実に支払われる」などといい、実際に訪問して調査費用を要求してくるようなケースがあります。保険会社では、お客様に調査費用を請求することはありません。

このような勧誘があってもすぐに契約はせずに、まずはご加入先の損害保険会社または代理店にご相談ください。

なお、当協会の「保険金に関する災害便乗商法 相談ダイヤル」でも保険申請サポート業者からの勧誘や契約の解除などで困りの方のご相談を受け付けます。

＜保険金に関する災害便乗商法 相談ダイヤル＞

電話番号：0120-309-444（さあ連絡しよう）

受付時間：月曜日から金曜日（祝日および年末年始休業期間を除く）

9:00～12:00、13:00～17:00

（ご参考）当協会ホームページ「住宅の修理などに関するトラブルにご注意」

<https://www.sonpo.or.jp/news/caution/syuri.html>